

国際教養大学大学院自己評価委員会規程

平成 28 年 4 月 21 日
大学経営会議決定
規程第 107 号

(設置)

第 1 条 国際教養大学大学院学則第 3 条第 1 項に規定する自己点検及び評価を実施するため、国際教養大学大学院自己評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院の自己点検及び評価の基本方針並びに実施基準に関すること。
- (2) 大学院の自己点検及び評価の実施に関すること。
- (3) 大学院の自己点検及び評価に関する報告書の作成並びに公表に関すること。

(自己点検及び評価事項)

第 3 条 前条第 2 号の自己点検及び評価の実施は、次に掲げる項目について行う。

- (1) 大学院の使命及び目的に関すること。
- (2) 教育研究上の組織に関すること。
- (3) 教育活動に関すること。
- (4) 研究活動に関すること。
- (5) ファカルティ／スタッフ・デベロップメント (FD/SD) に関すること。
- (6) 学生の受入れに関すること。
- (7) 学生支援に関すること。
- (8) 修了後の進路に関すること。
- (9) 施設・設備等に関すること。
- (10) 管理運営に関すること。
- (11) 社会連携・社会貢献に関すること。
- (12) 内部質保証に関すること。
- (13) その他委員会において必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 各領域代表
- (5) その他学長が指名する教職員

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故その他のやむを得ない事情があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務局企画課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月21日から施行する。